



# Global Tax Update

ベトナム

税理士法人トーマツ

2015年5月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。

日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 1. 新 Circular: 通関手続、税関検査、輸出入関税ほか Circular38/2015/TT-BTC 関連

通関手続および税関監視については、政府が2014年関税法(Law on Customs 2014)の詳細を規定する Decree 08/2015/ND-CP を2015年1月21日付で発表しているが、これに続き、財務省は、2015年3月25日、輸出入品に対する通関手続、税関検査・監督、輸出入関税および税務管理に関する Circular 38/2015/TT-BTC (以下「Circular 38」)を発表した。Circular 38は2015年4月1日に発効しており、それに伴い、以下の Circular は廃止された。

- 通関手続、税関管理・監督および輸出入関税に関する Circular 128/2013/TT-BTC
- 電子通関に関する Circular 22/2014/TT-BTC
- 加工製品に関する Circular 13/2014/TT-BTC
- 再輸出向けの一時的輸出品に関する通関手続および通関管理その他関連規定に関する Circular 94/2014/TT-BTC

Circular 38 の主な修正点は以下のとおりである。

### (1) 企業のリスク区分

Circular 38 で企業は、関税法令への遵守状況に基づき、次の3つに分類される。

- 優先企業 (Prioritized enterprise)
- 遵守企業 (Complied enterprise)
- 非遵守企業 (Non-complied enterprise)

リスク分類の結果は、通関書類の審査、物品の検査、税関監視および事後調査等の多くの手続に適用される。

遵守状況を評価するため、遵守企業総数の最大5%の企業に対して事後調査が行われる。

### (2) 申告課税価格の管理

Circular 38 では通関時の関税評価手続および課税価格の協議手続について内容が追加補足され、Circular 128/2013/TT-BTC および Circular 22/2014/TT-BTC と比べ、申告者および税関当局双方が適用しやすい手順となっている。具体的には以下のとおりである。

- 申告された課税価格を否認する十分な根拠がある場合および十分な根拠はないが疑わしい事例を例示
- 申告価格を否認する十分な根拠がない場合、税関当局は物品を引渡し (release) しなければならない
- 協議後も申告者が税関当局の決定に同意しない場合、申告価格で通関することはできる

が、税関当局は価格検証のために事後調査を行う

### (3) 輸出入品の原産地確認

Circular 38 では、通関時の原産地確認手続きが補足された。留意点は以下のとおりである。

- 原産地証明書の確認時に容認される軽微な差異
- 原産地証明書の内容が通関書類と一致しない場合のガイダンス
- 原産地証明書発行機関のための原産地の確認方法

### (4) 輸出品の確認(認証)

電子通関の際に輸出品を確認する方法が変更された。これにより、税関職員は、輸出物品が電子通関システムの確認区域 (monitoring area) を通過した後には物品の確認(認証)を行う。

### (5) 原材料コードおよび物品の輸出加工および製造における消費量の登録廃止

輸出製造物品・加工物品および輸出加工企業 (Export Processing Enterprises) の輸出入品に関する通関手続きおよび税関監督の手続きが規定された。留意点は以下のとおりである。

- 企業は、加工契約および原材料・製品コードを届け出る必要はなく、また、輸出品の製造・加工に使用される標準消費量の登録を行う必要もない
- 企業は、加工契約・製造契約に基づき使用される輸入原材料の出入、在庫残高を年次ベースで報告しなければならない。報告期限は事業年度末から 90 日以内である
- 企業は、輸出品製造に使用される輸入原材料および部材が、(1) まだ製造に使用されず在庫として残っている、または(2) 既に製造に使用されたが輸入日から 275 日が経過してもまだ輸出されていない場合には、輸入に係る付加価値税 (Value Added Tax) を申告納税する義務を負わない

### (6) ベトナム非居住者法人に適用される通関手続き

Circular 38 では、輸入した物品を再輸出する非居住外国法人が行う物品の輸入・再輸出に適用される通関書類および税関手続きに関する詳細が規定された。

## 2. 新 Circular: 輸出入の分類および関税評価 Circular 14/2015/TT-BTC、Circular 39/2015/TT-BTC 関連

Circular 38 の発表と同時に、財務省は 2014 年関税法の詳細について定める以下の Circular を発表した。

- 2015 年 1 月 30 日に発表された Circular 14/2015/TT-BTC (以下「Circular 14」) には、輸出入品の品質および安全管理のための商品分類に関するガイダンスが規定されている。Circular 14 は 2015 年 3 月 17 日に発効し、Circular 49/2010/TT-BTC (2010 年 4 月 12 日付)、Circular 128/2013/TT-BTC Article 17 および Article 97 (2013 年 10 月 9 日付) ならびに Official Letter 1280/BTC-TCHQ (2014 年 1 月 24 日付) と差し替えられた
- 2015 年 3 月 25 日に発表された Circular 39/2015/TT-BTC (以下「Circular 39」) は、輸出入品の関税評価について規定し、Circular 205/2010/TT-BTC (2010 年 12 月 15 日付) および Circular 29/2014/TT-BTC (2014 年 2 月 26 日付) の内容の詳細について定めている。これにより、これら 2 つの Circular は廃止された。Circular 39 は 2015 年 4 月 1 日に発効した

Circular 14 および Circular 39 の主な修正点は以下のとおりである。

#### (1) HS コード分類の法的根拠

Circular 14 では、輸出入品の分類に使用される参考情報およびその優先順位が以下のとおり明記された。

- ベトナムの出入品目リスト
- HS 関税分類の注記事項
- 分類に関する世界税関機構 (WCO) の意見集
- ASEAN 統一関税品目分類 (ASEAN

Harmonized Tariff Nomenclature)の附則

- ベトナムの出入品目リストのデータベース

また、物品の分類が相違する場合に担当機関が調整を行う際の権限および責任が具体的に規定された。

## (2) 組立前の機械の分類登録手続

Circular 14 では、組立前の機械を HS システムの解釈を規定する6つの通則のうち、通則2(a) (Rule No. 2a)に従って分類するため、登録手続が補足された。これに伴い、申告者は、物品の輸入前に組立前の機械設備部品のリストを登録しなければならず、税関当局は、実際の輸入の際に確認、調査および照合を行う。

## (3) 使用料、ライセンスフィーを関税価格に加算する条件

Circular 39 は、これまでに発表された Circular のガイダンスをまとめたものであるが、それに加え、使用料およびライセンスフィーが(i)輸入品に関連すると考えられる場合および(ii)単純な加工とみなされる場合等には輸入品の関税価格に加算されること等の条件が盛り込まれた。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte Vietnam

#### ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝

[kechigo@deloitte.com](mailto:kechigo@deloitte.com)

#### ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元

[gtakaishi@deloitte.com](mailto:gtakaishi@deloitte.com)

シニアマネジャー 樋口 純平

[juhiquchi@deloitte.com](mailto:juhiquchi@deloitte.com)

マネジャー 今井 慎平

[shiimai@deloitte.com](mailto:shiimai@deloitte.com)

## ニュースレター発行元

### 税理士法人トーマツ

#### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatsumo.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsumo.co.jp)

会社概要:

[www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス:

[www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。